

☆知って得する情報(第7回)

(お金の話)～改正相続税の適用開始～

今年1月1日以降に亡くなった人から、改正後の相続税が適用されています。

相続税の申告・納付期限は亡くなった日の翌日から10か月以内です。

仮に1月1日に亡くなったとすると、11月1日(今年は1日が日曜なので2日)

が期限になります。これから改正後の相続税の申告期限が次々とやってきて、

増税の影響も徐々に明らかになってきます。改正後は、基礎控除の4割引き下げ

により課税対象者が増え、最高税率の引き上げと税率構造の変化で、富裕層の税

負担はこれまでより重くなります。特に夫婦の1人がなくなる一時相続と比べ、

その後の二次相続への影響が大きいことに注意しましょう。

二次相続では配偶者の税額軽減が使えないため子どもにかかる税負担が重くなり

ます。昨年より前に一時相続を済ませたご家庭は、これから迎える二次相続に

備えて何らかの準備を始めておく方がいいでしょう。例えば、親が持ち家などの

土地を所有しているなら、宅地の評価額が低くなる特例は使えるかどうか条件を

確認しましょう。その上で相続財産を大まかに見積り、相続税の試算をしておく

と心つもりができます。状況次第では財産の一部を換金し納税資金を確保して

おくのも一つの方法です。また、親が元気なうちに土地の測量や境界線の確定を

済ませておくこともお勧めします。一人暮らしの親なら空家になる実家は、売却

するか活用するかも親子で話し合っておきたいところです。

親の希望がわかれば子どもはいざというときに悩む必要がなくなります。

まずは親子で話し合うことから始めましょう。

木曾岬町商工会 石崎